

交野市立学校の就学指定校の変更及び区域外就学の承諾に関する要綱

施行日：令和8年2月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条及び第9条の規定に基づき、交野市教育委員会(以下、「教育委員会」という。)が行う就学指定校の変更及び区域外就学の承諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

(変更等の基準)

第2条 教育委員会が就学指定校の変更及び区域外就学の承諾を行う基準は、別表1及び別表2のとおりとする。

(就学指定校の変更・区域外就学審査委員会)

第3条 別表1及び別表2において必要な事案を審議するため、就学指定校の変更・区域外就学審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会における審査内容は、次のとおりとする。

- (1) 就学指定校の変更及び区域外就学の承諾に係る総合的な審査に関すること。
- (2) 就学指定校の変更及び区域外就学の承諾に係る学校、関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 審査委員会は、次の職にある者で構成する。

- (1) 教育次長の職にある者
- (2) 教育総務部長及び教育総務部次長の職にある者
- (3) 教育指導部長及び教育指導部次長の職にある者
- (4) まなび支援課長の職にある者
- (5) 学校教育課長の職にある者
- (6) 教育総務企画課長の職にある者

4 審査委員会に委員長を置く。

- (1) 委員長は、教育次長の職にある者がこの任にあたる。
- (2) 委員長は、審査委員会を代表し、総括する。
- (3) 委員長は、委員長を補佐する者を指名することができる。

5 会議については次のとおりとする。

- (1) 必要に応じ委員長が招集する。
- (2) 必要に応じ委員以外の者の出席、資料の提出等を求めることができる。

6 審査委員会の庶務は、学校教育課が行う。

7 前各号に掲げるもののほか、審査委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

(就学指定校の変更等の手続)

第4条 就学指定校の変更に係る申立て及び区域外就学の承諾に係る申請は、以下の書類に必要書類を添えて教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 別表1の基準に該当する場合は、就学指定校の変更申立書(様式第1号)
- (2) 別表2の基準に該当する場合は、区域外就学承諾願(様式第2号)

(変更及び承諾)

第5条 教育委員会は、前条第1号に規定する就学指定校の変更に係る申立てについては、その内容を審査し、適当であると認めたものについて変更することができる。

2 教育委員会は、前条第2号に規定する区域外就学の承諾に係る申請については、その内容を審査し、適当であると認められたものについて承諾することができる。

3 前各項により変更又は承諾した場合において、特別な事情がある場合を除き、同一の理由による期間延長は認めない。

(変更等の条件)

第6条 変更又は承諾の条件は、次のとおりとする。

(1) 別表1又は別表2の基準を満たすこと。

(2) 対象児童生徒の精神的・身体的負担への配慮、通学距離や通学上の安全面、交通手段等を確保すること。

(3) 通学途中における事故防止については、保護者が十分注意を払い、責任を持って対処すること。

(4) 区域外就学の承諾については、相手方の自治体との区域外就学の協議が成立すること。

(5) 前各号のほか、教育委員会が特に必要と考える条件を満たすこと。

(変更等の取消)

第7条 教育委員会は、第5条により変更又は承諾した場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは取り消すことができる。

(1) 申立て等の内容が事実と相違していることが判明したとき。

(2) 申立て等の事由が変更又は消滅したと認められるとき。

(3) 前各号のほか、教育委員会が取り消すことを適当であると認めたとき。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年2月1日から施行する。

(様式第2号)

区域外就学承諾願

年 月 日

交野市教育委員会 様

申請者氏名 (続柄)
(連絡先)

次のとおり、区域外就学を承諾くださるようお願いいたします。
通学に関しては安全に細心の注意を図り、事故等のないよう責任を持ちます。また、記載内容に変更が生じたときや、事実と異なることが認められたときは、異議なく教育委員会が指定する学校に就学することを誓約します。

異動前住所(居所)				
異動後住所(居所)				
児童・生徒氏名	学年	生年月日	続柄	変更を希望する就学期間
				～
				～
				～
				～

変更を希望する理由(具体的に記入してください)

(区域外就学を希望する学校: 交野市立)

就学指定校の変更取扱基準

対象:交野市立学校に就学している、又は新入学を予定している児童・生徒

※転居等については市内の異動が対象

項目	対象項目	期間	必要書類等(備考)
①	学年途中に市内他校区へ転居する場合 (小学校及び義務教育学校前期課程)	必要とする期間 (最長学年末まで)	学年途中に校区変更を伴う市内転居をする場合、引き続き在学している学校に就学できます。 ※小学校(義務教育学校前期課程)在籍中の児童は、最終学年前の春季休業中(3月25日～3月31日)の転居も対象とします。
	学年途中に市内他校区へ転居する場合 (中学校及び義務教育学校後期課程)	必要とする期間 (最長卒業まで)	
②	家屋の改築・増築に伴い、市内他校区に一時仮住まいする場合(現住所における改築等)	入居して住民票を異動するまで (但し、学年を跨ぐ場合は、年度毎に申請が必要)	現在の居住家屋の建替・増改築工事が完成し、実際に入居をして住民票を異動するまでの間、交野市内の仮住まいから、引き続き現住所地の就学指定校に就学できます。 ☞入居時期が確認できる書類(工事請負契約書等の写し)が必要
③	市内他校区への転居を予定しており、転居に先立ち転居先校区の学校への就学を希望する場合(前向き就学)	入居して住民票を異動するまで (但し、学年を跨ぐ場合は、年度毎に申請が必要)	校区変更を伴う交野市内での転居が決まっている場合、転居後の住所地の就学指定校に就学できます。 ※ 交野市内の仮住まいに一時的に居住したのちに、市内転居することが確実な場合、最終的な住所地の就学指定校に就学できます。 ☞住所異動事由及び入居時期が確認できる書類(工事請負契約書や賃貸借契約書等の写し)が必要。
④	諸事情により、住民票と居住実態が異なることとなる場合(市内移動の場合のみ)	必要とする期間 (但し、学年を跨ぐ場合は、年度毎に申請が必要)	<p>【住民票のみの異動】 事情により住民票のみ異動(市内転居)したものの、生活の拠点は異動前の住所地に引き続きある場合、異動前の交野市立学校に継続して就学することができます。</p> <p>【居住実態のみの移動】 事情により住民票の異動をせずに生活の拠点を移動(市内転居)した場合、生活の拠点がある移動後の居所に基づいた交野市立学校に就学することができます。 ☞①校長の居住確認に関する証明②民生委員の状況確認書③その他事実を証明する資料、のいずれか1つ以上が必要。</p> <p>【保護者の就労や入院等】 保護者の就労や入院等により、児童・生徒の保護監督が十分にできない状態で、住民票を異動せずに一時的に交野市内の別の校区の勤務地や親戚宅等からの通学を希望する場合、勤務地や親戚宅等の住所地における就学指定校に就学できます。 ※勤務地(店舗)や親戚宅等から登校及び下校を行い、そこでの生活実態(衣食住)を要します。 ☞＜保護者の就労＞保護者全員の就労を証明する書類と預かり承諾書が必要。 ＜保護者の入院等＞入院等を証明する書類と預かり承諾書が必要。</p>

⑤	いじめ等による場合	必要とする期間 (最長卒業まで)	学校での指導にもかかわらず、解消の見込みがないもの。 ☞必要に応じて、校長所見(校長所見は教育委員会が取得します)、関係機関の証明が必要。 ☞原則「指定校の変更・区域外就学審査委員会」を開催して審査を行います。
⑥	不登校となっている児童・生徒の再登校に資する場合		
⑦	学校の規模適正化、適正配置等に伴い就学指定校が変更となる場合	必要とする期間 (最長卒業(義務教育学校に変更する場合は後期課程修了)まで)	別に定める取扱要綱による。 本要綱施行日時点で適用中のものは以下のとおり ①【星田北6丁目および藤が尾小学校区の星田北7丁目 の指定校が変更となる場合の要綱】(令和2年12月28日 日施行) <対象者>令和3年4月1日時点で対象地域(星田北6 丁目及び藤が尾小学校区の星田北7丁目)に住民票が ある世帯の者 ②【学校統合により指定校が変更となる場合の取扱要 綱】(令和3年4月1日施行) <対象者>令和7年4月1日時点で対象地域(私部4丁 目12番～80番、私部西1丁目10番～32番、私部西1丁 目36番～49番、梅が枝)に住民票がある者 ③【通学区域の変更により就学指定校が変更となる場合 の取扱要綱】(令和6年12月1日施行) <対象者>令和7年4月1日時点で対象地域(郡津1丁 目1番～3番、37番～43番)に住民票がある者
⑧	項目⑦により就学指定校の変更を受けた児童が、中学校新入学時に当該小学校が属する校区の中学校への就学を希望する場合	必要とする期間 (最長卒業まで)	
⑨	その他(教育的配慮を要する場合)	必要とする期間 (最長卒業まで)	☞必要に応じて、校長所見(校長所見は教育委員会が取得します)、関係機関の証明が必要。 ☞「指定校の変更・区域外就学審査委員会」を開催して審査を行います。
<p>※ 上記の表中「最終学年」とは、小学校(義務教育学校前期課程)は第6学年を、中学校(義務教育学校後期課程)は第3学年(第9学年)を指します。</p> <p>※ 審査にあたり、上記以外の書類提出を求めることがあります。</p>			

区域外就学の承諾取扱基準

対象:他の自治体に住民票があるものの、交野市立学校に就学をする、又は新入学を予定している児童・生徒

項目	対象項目	期間	必要書類等(備考)
①	学年途中で市外他校区へ転出する場合	必要とする期間 (最長学年末まで)	学年途中で交野市外に転出をする場合、引き続き在学している学校に就学できます。 ※最終学年前の春季休業中(3月25日～3月31日)の転出も対象とします。
②	家屋の改築・増築に伴い、市外他校区に一時仮住まいする場合(現住所における改築等)	入居して住民票を異動するまで (但し、学年を跨ぐ場合は、年度毎に申請が必要)	現在の居住家屋の建替・増改築工事が完成し、実際に入居をして住民票を異動するまでの間、交野市外の仮住まいから、引き続き現住所地の就学指定校に就学できます。 ☞入居時期が確認できる書類(工事請負契約書等の写し)が必要。
③	市内への転入を予定しており、転入に先立ち転入先校区の学校への就学を希望する場合(前向き就学)	入居して住民票を異動するまで (但し、学年を跨ぐ場合は、年度毎に申請が必要)	交野市内への転入が決まっている場合、転入後の交野市の住所地の就学指定校に就学できます。 ※交野市内の仮住まいに一時的に居住したのちに、交野市で転居をすることが確実な場合、最終的な住所地の就学指定校に就学できます。 ☞住所異動事由及び入居時期が確認できる書類(工事請負契約書や賃貸借契約書等の写し)が必要。
④	諸事情により、住民票と居住実態が異なることとなる場合	必要とする期間 (但し、学年を跨ぐ場合は、年度毎に申請が必要)	<p>【住民票のみの異動】 事情により住民票のみ異動(交野市外へ転出)したものの、生活の拠点は異動前の住所地に引き続きある場合、異動前の交野市立学校に継続して就学することができます。</p> <p>【居住実態のみの異動】 事情により住民票の異動(交野市内への転入)をせずに、生活の拠点を交野市に移動した場合、生活の拠点がある移動後の居所に基づいた交野市立学校に就学することができます。 ☞①校長の居住確認に関する証明②民生委員の状況確認書③その他事実を証明する資料、のいずれか1つ以上が必要。</p> <p>【保護者の就労や入院等】 保護者の就労や入院等により、児童・生徒の保護監督が十分にできない状態で、現在交野市外に住民票があるものの、交野市に住民票を異動せずに一時的に交野市内の勤務地や親戚宅等からの通学を希望する場合、勤務地や親戚宅等の住所地における就学指定校に就学できます。 ※勤務地(店舗)や親戚宅等からの登校及び下校を行い、そこでの生活実態(衣食住)を要します。 ☞<保護者の就労>保護者全員の就労を証明する書類と預かり承諾書が必要。 <保護者の入院等>入院等を証明する書式と預かり承諾書が必要。</p>

⑤	その他(教育的配慮を要する場合)	必要とする期間 (最長卒業まで)	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、校長所見(校長所見は教育委員会が取得します)、関係機関の証明が必要。 <input type="checkbox"/> 「指定校の変更・区域外就学審査委員会」を開催して審査を行います。
<p>※ 上記の表中「最終学年」とは、小学校(義務教育学校前期課程)は第6学年を、中学校(義務教育学校後期課程)は第3学年(第9学年)を指します。</p> <p>※ 審査にあたり、上記以外の書類提出を求めることがあります。</p>			